

# 骨髄ドナー応援宣言。

浜松市骨髄移植推進補助金交付事業はじめました



骨髄ドナーには

最大 **14万円**

を補助

骨髄・末梢血幹細胞(骨髄等)の移植において、非血縁者間では、数百から数万分の1の確率でしか白血球の型が一致しません。1人でも多くの患者さんが骨髄等移植のチャンスを得るためには、より多くの人々の理解と協力が必要です。浜松市では、ドナー及びびドナーが就業する事業所に補助金を交付することで、骨髄等を提供しやすい環境を整備します。

対象



骨髄等の提供を行ったドナー  
最終同意を行った後、自己都合以外の理由により骨髄等の提供が中止となったドナー



ドナーが就業する事業所

補助金の額

骨髄等の提供に要する通院又は入院の日数に応じて

**1日=2万円** (上限7日間・14万円)

骨髄等の提供に要する通院又は入院のためにドナー休暇を取得させた日数に応じて

**1日=1万円** (上限7日間・7万円)

要件

- 骨髄等を提供した又は提供が中止となった時点で、市内に住所を有していること。
- 公益財団法人日本骨髄バンクを介して提供していること。

- 国内の事業所で、国、地方公共団体及び独立行政法人ではないこと。
- ドナーに必要な通院のための特別休暇(ドナー休暇)を取得させていること。

申込方法

浜松市所定の申請書に必要な書類を添えて提出(詳しくは、浜松市ホームページをご覧ください。)  
※申込期限は、ドナーが骨髄等の採取に伴う入院をして退院した日の翌日、中止者にあっては中止日から起算して1年以内。



もっと知りたい、補助金のこと。  
補助金の交付要件、申請書ダウンロードなど、詳しくは、浜松市ホームページへ



知ってください、ドナーのこと。  
(公財)日本骨髄バンクのページへ



お問い合わせ

浜松市保健所保健総務課

〒430-8550 浜松市中央区鴨江二丁目11番2号

電話：053-453-6111

FAX：053-453-6124